

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

**第 2 条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴)

**第 3 条** 会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従い、傍聴席において静かに傍聴しなければならない。

(傍聴人の定員)

**第 4 条** 傍聴人の定員は、20 人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴席に入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

**第 5 条** 傍聴人は、いかなる理由があっても議場内に入ることはできない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第 6 条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

**第 7 条** 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類の着用をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第 8 条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

**第 9 条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

**第10条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。